

平成18年度第4回協働支援会議

平成18年7月21日午後2時00分

区役所本庁舎6階第3委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、鈴木委員、伊藤（清）委員、伊藤（圭）委員

事務局（河原地域調整課長、寺尾コミュニティ係主査、梅本主任、鈴木（浩）主任）

久塚座長 では、時間になりましたので、第4回の新宿区協働支援会議を開催いたします。

今日、小原委員がお休みということですが、定足数は超えていますので、会議を進めたいと思います。

では、最初に、幾つか資料が配られていますので、今日の5番までの議事に合わせるような形になると思いますけれども、まずは資料の確認を事務局にお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。

それでは、資料のご説明の前に、地域調整課長、河原のほうから、一言ごあいさつ申し上げます。

河原課長 梅雨の末期ということで、だいぶ本日は天候が悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、こういう形でお手元に数多くの資料をご用意してございます。本当に中身が濃い協働支援事業提案制度の審査のスケジュール等のご議論をいただくわけでございますので、ちょっと内容が濃い感じで大変だと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願いたします。簡単ですが、私からのあいさつとさせていただきます。

事務局 それでは、続きまして、資料のご説明をさせていただきます。

本日、資料7までございます。

まず、資料1ですけれども、審査スケジュール、A4で1枚です。

それから、資料2になりますが、「協働事業提案事前ヒアリングシート【事業担当課用】」というものがございます。

それから、資料3になりますけれども、「協働事業提案に対する区担当課意見書兼採点表」です。

資料4、「平成18年度協働事業提案プレゼンテーション実施方法（案）」。

それから、資料5がオレンジ色の冊子になっております。こちらのほうは、協働事業提案の手引きということで、現在これと同じものがホームページでアップをしております。

また、説明会等を実施した際には、そちらの資料を配布させていただいております。

一応、説明会のときに、各団体から出た質問につきましては、一番後ろのページになりますけれども、Q & Aという形で、そちらのほうにつけさせていただいております。このQ & Aについても、現在ホームページでアップしております。

続きまして、資料6になりますけれども、「協働事業評価シート」。

それから、最後になりますけれども、資料7、「新宿NPOネットワーク協議会規約」です。

本日お配りしている資料は、以上7点になります。皆さんのお手元にございますでしょうか。

資料の確認は以上です。

久塚座長 では、資料に沿って、順に進めたいと思いますが、第1点目は「協働事業提案の審査スケジュール」ということです。

では、事務局、お願いします。

事務局 それでは、事務局のほうから、審査スケジュール及び審査に当たっての基本的な考え方について、あわせて説明させていただきます。

まず、審査につきましては、NPO活動資金助成に準じた形で考えております。したがって、審査については、一次書類選考と二次公開プレゼンテーションを実施いたします。

それから、また後で説明になりますけれども、選考に当たっては、各事業課から意見書を提出していただいて、その意見書も審査の際の資料といたします。

また、選考は、予算フレーム枠、一応5から6団体ということでお話しさせていただいていますが、その団体の枠数及び提案いただいた内容の一定の基準を満たしているかどうか、双方から判断させていただきます。

したがって、区の事業として実施するという観点から、応募のあった事業が一定の基準に達してなければ、フレーム枠内、5から6事業ということですが、その枠内であっても選考しないということがございます。

具体的な方法については、(3)のところでご説明させていただきます。

一次書類選考については、事前に各委員が書類等によって採点していただいたものを、事務局に送付していただいて、審査会によってプレゼンテーション実施団体を選定いたします。

また、最終選考にあっては、一次書類選考、二次公開プレゼンテーション終了後、審査

基準により改めて評価点をつけて、協働事業の選考となるという方式を採りたいと思っております。

続きまして、資料の1のスケジュールをご覧いただきたいと思っております。

審査スケジュール事業の提案期間ですが、現在募集期間中でございます。募集期間は、6月15日から8月10日までということで、現在既に提案いただいているものが1件、それから企画書の作成レベルでの相談が3件ということで、既に4事業はご提案いただけるということで考えております。

また、説明会を2回開催しておりますけれども、説明会には、32団体が説明会に出席しております。現在においては、最終的な提案事業数というのはまだ見えないところではあります、事務局の想定としては15事業程度になるのかなと考えております。

また、後で説明しますが、ヒアリングシートの作成を募集期間終了後、8月11日から21日の間で、各事業課で作成していただき、私ども地域調整課に報告いただきます。そのヒアリングシートと提案団体からいただいた提出書類とあわせて、23日に送付する予定です。その後、各委員に採点をいただきまして、29日に必着ということでご返答いただきたいというふうに考えております。

また、一次審査の選考審査会の開催日ですけれども、9月1日を実施日といたします。一次審査会においてプレゼンテーション実施団体を決定した後に、各担当意見書を作成していただきます。各担当意見書兼採点表になってはいますが、その書類は、改めて各委員にご送付していただき、二次の公開プレゼンテーションの事前にその内容を見ていただこうと考えております。各担当部の意見書の送付については、9月15日を予定しております。

二次審査、公開プレゼンテーションの実施日ですけれども、10月10日に四谷の地域センターで実施いたします。公開プレゼンテーション終了後に、最終的な各委員の評価をしていただき、採点表を事務局にご提出していただくわけですが、一応、今のところ、公開プレゼンテーションと別の日に改めて審査会を開催して、その中で最終的な事業の選考を決定していこうと、現在のところ考えております。

最初選考がなされると、関係する区担当部署との詳細協議に入ります。この中では、具体的な協定書の取り決め、あるいは契約、それから予算内容等につきまして、各事業課と提案いただいた団体と協議していきます。この協議の場については、私ども担当の地域調整課コミュニティ係が立ち会う形で協議を実施したいと考えております。

その後、審査会において、最終選考結果を区長に報告していただくわけですが、その報告書の提出については10月下旬と考えております。この段階で、提案いただいた団体については、選定事業の内示をさせていただこうと考えております。

最終選考結果の対外的な公表につきましては、予算の内示があった後、2月下旬ごろになると思いますけれども、その内示を待って、対外的にその事業内容、選定事業団体について広く公開していきたいと考えております。

スケジュールについては以上です。

久塚座長 基本的な考え方が、まず事務局から提案されて、考え方としては、助成金と同じような考え方、ただし枠を設けていて、必ず予算の範囲内でそれだけ確保するというだけでもなくて、当然、数が減るようなことさえ想定されているという、これは事業としてやることですから、当然のことだと思います。

それから、資料1で審査スケジュールを事務局から出してもらったんですが、特に夏休みというのは、大学も、8月の終わりに送られてきたものが、どれぐらいのボリュームになるかわからないけれども、1週間でやってくれというところからタイトなスケジュールが始まって、9月1日に書類選考ということで、ここが最大の山ですね。

プレゼンテーションになると、少しスリムになってきて、話が見えてくるのかなと思いますが、今、説明会を開いたところ、32団体、既に問い合わせを超えて、具体的な作業に入りかけていると思われるものが4団体ぐらいあるので、15ぐらいは出るんじゃないかなというふうに考えられているようです。それは多少、前後、増減すると思います。

それから、最初、1番のところだけです。審査のスケジュールというところまでで、その後、一次審査の実際の実施については、ヒアリングシートを含めて、後にまた事務局提案をいただきますので、スケジュールのところまでで、何か意見はありますか。

久塚座長 皆さん方が非常に大変な状態であるということはわかっておりますので、わかかっていてもどうしようもないんで。

ぎりぎりですね。ヒアリングシート作成の11から21まで。大変だと思いますけれども、この日程以外に事務局と草稿を検討するようなこともしたんですが、これしかないんで、ないのをいかがですかという、審議にかけるというのも変な話なんですけど、そうさせていただきたいということで、申しわけないけれども、このスケジュールで進めてまいりたいと思います。

それでは、資料2と資料3までですが、第一次の書類審査の方法ということで、事務局

からお願いします。

事務局 それでは、事務局のほうから資料2及び3につきましてご説明させていただきます。

まず、資料2ですが、これは今回、初めて各委員にはご提案させていただき資料になります。

今日、提案いただいた事業につきましては、すべての事業につきまして、それぞれ担当部署でこのヒアリングシートを作成していただくということで考えております。

このヒアリングシートは、提案いただいた事業内容につきまして、それが法令上、あるいは各事業課において、事業が実施可能なものかどうかというものを、事前にアンケート調査するものです。

ただし、そこで書かれた内容が、当然そのとおりになるというふうには考えておりません。その内容について、説明させていただきます。

まず、1番ですが、提案事業について、提案団体と区が協働して実施する上で、法令上の問題があるかどうかということをお尋ねします。例えば、法令上、問題があるのであれば、その具体的な法令、及びどういふことがその法令に抵触するのかというところを書いていただきます。

それから、2点目としまして、提案事業について、区民ニーズがあると思うかということについて、事業課のほうで回答をいただくと。それで、ニーズがあるとは感じられない、それからどちらかというとならぬニーズがあるとは言えないといったような回答をされる場合については、その具体的な理由を付記していただくというものになっております。

裏のページに行きまして、提案事業について、区または外郭団体において、既に実施しているか、あるいは類似の事業が既に実施されているかというものを問うものです。既に実施しているあるいは類似な事業を実施しているという回答の場合については、実施している具体的な事業名、及びその事業の概要を書いていただきます。

4番目として、提案事業を実施した場合、企画書どおりの効果があるかということをお尋ねするものです。効果がない、あるいはどちらかというとならぬ効果がないといったような場合については、その具体的な理由を書いていただくというものです。

5番目としまして、提案事業の実施方法についてどう考えるかと。これについても、それは感じられない場合については、その具体的な内容を書いていただくと。

6番目として、提案事業は、区が事業主体となった場合、協働事業、基本的には委託事

業というものが多くなると思いますけれども、そういうものが実施できるものかという観点から、それについても実施すべきでない、あるいは団体の自主事業として実施したほうが良いといったような場合については、その具体的な理由を書いていただくと。

さらに裏面に行きまして、提案事業の事業費の積算についてどう考えるか、それから8番目としまして、提案事業は区の既存事業や類似事業と比較しまして、優先度が高いかどうか、また9番目として、提案事業を協働事業として実施する場合、ほかに何か課題があるかどうかということです。ただし、ここの部門は、課の人員、予算等、そういった問題は除く。基本的には、この協働事業提案を実施するに当たって、各所管の人員というのは考慮しないということを前提としていますので、そういった部分については課題として挙げていただくことができないと考えております。

そして、最後、10番目としまして、総合的に見て、協働事業として取り組んでみたいと考えるかということで、以上10項目について、事前に各事業課でアンケートを書きまして、この書類を審査の際の参考資料ということでしていただくということで考えております。

このシートにつきましては、基本的には情報公開の対象になるということで、一応課長名で回答をいただくということで考えております。

続きまして、資料3ですが、資料3のほうは、既に皆様方のほうにご提案させていただいているシートでございます。

一次選考及び二次選考につきましても、同じ様式を利用させていただきたいというふうに考えております。

項目としましては、協働の必要性について4項目、事業の実現性につきまして、同じく4項目ということで、挙げさせていただいております。

一次選考に当たっては、先ほどお示しした事前ヒアリングシートに基づいた後、提案団体の提出書類をもとに、この区担当課意見書兼採点表を使って採点いただくと。

ただし、一次選考の時点では、各担当課の意見というのはここに入っていない状態になっております。ですから、採点表については、事業課の意見がここには入っていない段階で、評価点を各委員から指摘いただくというものになります。

公開プレゼンテーションにつきましても、評価項目については、これと同じ項目で評価していただきますが、その際には、先ほどスケジュールの中で、一次選考後に担当部署、意見書作成という期間がありますけれども、その期間に各担当課の意見を各項目ごとに付

して、この意見書兼採点表をもとに、公開プレゼンテーション実施後に改めて各委員に評価、採点していただくというものになっております。

以上が、資料2及び資料3についての説明になります。

久塚座長 少し説明が錯綜していたんですけれども、特に資料3の最後の部分、各担当課の意見というのが非常に気になっていて、どの時点で入るといふことの説明は分かりましたでしょうか。ちょっと分かりにくかったんじゃないでしょうか。私がついていけなかっただけかなと思ったけど、鈴木さんもふんふんと言っていたので、追いつかなかったかもしれない。

まず、この中はどうかということはおいて、ヒアリングシートについては理解できましたよね。中身はさておいて、この横書きのものをどうやって使って、いつの時点でどうなるんだということについて、もう一度事務局、お願いします。

事務局 はい、わかりました。改めて説明させていただきます。

一次審査及び二次審査についても、同じシートを使おうと考えております。したがって、実際使い回しをしなければ、一次審査のときには、各担当課意見というものを入っていないシートを起こせばいいわけですけれども、一応同じ様式でも構わないんじゃないのかなということで、このフォーマットを使わせていただくと。

したがって、一次選考の段階では、まだ各担当課意見というのはここには付されていない。その段階で一次書類選考をしていただいて、そこでプレゼンテーション実施団体に選定された事業については、公開プレゼンテーション前に各担当課が、この評価項目に沿った形でここに意見書を入れてくる。それを、公開プレゼンテーション実施前に各委員に送付させていただいて、プレゼンテーション実施後にはその担当課が書いた意見書も審査の一資料として見ていただいて、トータル的な評価を改めて各委員にさせていただこうというものです。

久塚座長 同じことを2回とらずに、各担当課の意見というのがそもそもないシートを1回目に使えばよかったんだという説明で、みんながよく理解できたと思います。形式としてはそうなっているわけです。

ですから、第1段目は、事業担当課のヒアリングシートというのと皆さん方のご意見等を合わせたような形で点数化されたものが出て、ヒアリングというのが出てくるわけですね。その際には、ヒアリング実施をする相手方の者については、その白いところに各担当課の意見というのが入ったものが手元に届いて、それで最終的な判断をしてほしいという、

第一次の点数とはまた別に、助成金と同じような形式をとって結論を出してほしいというのが現段階ということになります。

形はそうようになりますが、まず事業担当課用のヒアリングシート、1から10までで、最終的には、10番目はどうしてこれを実施したいかという質問があるわけですが、その10番目に至るまで、1から9の通過点がある。最初は、法令のところからですが、形式的なところから始まって、そして事業主体にこのイメージはあるかどうかというところから、9番が提案事業を協働事業として実施する場合に、そうは言ったけれども、動かせない部分は別ですが、ほかに何か課題があるかというようなところまで含めて、シートを見ております。

まずは、この事前ヒアリングシートについてもご意見をいただければというふうに思いますが、いかがですか。

鈴木委員 この事前ヒアリングシート、こういったものがあつたほうが、採点の際にきっと参考資料になるんじゃないかなと思っていたので、今日の会議で、むしろそういう話をしたほうがいいのかなというぐらいに思っていたので、それは、事務局でご用意いただいていたので、感謝してはいたんですが。

それで、このシートの中身について、ちょっと幾つかお聞きというか、こうしたらどうかなと思うところがあつたんですが、2番の区民ニーズがあると思うかというところで、ニーズがあると思っているほうには理由は聞かないようなんですが、聞いてくれても、私たちが採点するときには何か参考になるのかなと思ったわけです。

次のページもそうなんですが、4番で、効果があると思うか。効果があると思ってきているのであれば、どの辺で効果があると思っているのか、ちょっとほかの意見というのが聞ければいいのかなと思っています。

次のページ、6番で、実施できると考えるかというので、このあたりで、改善点とかまで聞ければ、どこまで聞くのかというのはあるでしょうけれども、どういうふうに改善すれば、むしろ実現の可能性があるんだよというところまで聞くのか、ちょっとこの辺は悩むところだなと思います。

それと、ここには書かれていない点で、今回、テーマを選ぶほうの選択をして、協働提案した方に関しては、そのテーマに沿っているのかというのを、他に聞く必要もあるのかなと思ったのが、以上、とりあえずのところ です。

久塚座長 発言の中身は理解できたと思うけれど、その辺について、事務局はどうです

か。

事務局 今、鈴木委員の意見として、そのとおりだなと思います。

一応、これをつくるときに、基本的に事業課がいいと思ったというよりも、できないというところに重きを置いたと。基本的に、各委員が最終的に評価をするんで、多分ここで各事業課が書かれたものというのは、委員が評価をする上で、やはりそのウエートを占めていこうと。そういう意味で、できないという場合については、なぜできないのかということも問うて、できるだけ審査会の評価を、ストレートな形で評価点として挙げていただいたほうがいいのかなという趣旨があって、できないほうは理由を書かせるということにつくらせていただいたものです。

確かに、ただ評価できるといった場合においても、つまりその担当課がなぜ評価ができるのかという部分も書いていただいたほうがいいのかなという気もあります。したがって、皆さん、各委員の意見を聞いて、そういったほうがいいということであれば、この評価シートをそのように修正させていただきたいと。

それから、一応今のところ、そのテーマ設定の意見書も、NPOの自由な課題設定による提案も、同じシートで考えております。

先ほど、テーマを選ぶ場合については、そのテーマに沿っているかというものを加えたほうがいいんじゃないかという鈴木委員の意見もございましたけれども、それはそのとおりだなというふうに感じておりますので、そちらは追加させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

久塚座長 鈴木さん、いいですか。

その意味では、協働支援会議というか、評価者の側の意見をすくい上げるというか、それを採用しようとする。ですから、新宿区がこれはいいよというふうに書いたものにあまりとらわれずにということで事務局は意識したということのようです。

それはそれでいいんですが、結論的にはどうしますか、形式的に採用するというのを入れたほうがいいですか。ここで決めればよいことですよ。

事務局 そうです。

宇津木委員 この協働提案制度を最初に議論したときのことをちょっと薄れちゃっているんですけども、提案制度のそもそものあり方論ということと、審査のあり方ということのをどうするかということの議論しましたでしょうかね。

久塚座長 少しだけしました。

宇津木委員 やりましたね。だから、そののところをもう一遍。

それというのは、担当課でこの意見書というか、これをチェックしちゃったら、多分これは半分以上が採点になっちゃう可能性が強い。

久塚座長 心理的にはね。

宇津木委員 担当課ができないというのに、そんなことはないよと言ってやるというのは、それだけ我々が材料を持っているかということ、実は持っていない。だから、そういうことも含めて考えると、提案制度のあり方論と、こういう一つずつ積み上げて、最終的に決めるのとのところを、少し一貫性を持たせておかないと、何か都合悪いんじゃないかなという気がしているんですが、どうでしょうか。

伊藤(圭)委員 同じようなことなんですけれども、そもそもここで取り組むべきではないという判断をされた場合に、極端なことを言って、こちらが、やっぱりこれはいいというふうになった場合に、そういうのが成り立つのかどうなのかというのがわからないんです。

あと、担当課というのは、一つの課には限らないんですか。

事務局 限らないですね。

久塚委員 制度上の問題ですけれども、法令のことなどを理由にすべきでないというふうに言われたときには、かなりその事柄ははっきりしてくるけれども、実現性が感じられないとか公益性が低いというような形で出されたときに、それを、実施方法だとか実施できる、すべきでないということよりも、効果があると思いますか、ほとんど効果はないと書かれたことをどう読むかということなんですよね。

それは、今回のところだと、当委員会が結論を出しても、それはそれで成り立つ話だけれども、問題なのは、例えば6番なんかで、協働事業として実施できるものと考えましたというときに、公益性が低いというふうにはっきり出されたものであっても、そこで各委員が公益性が高いと判断して答えを出せるような手続き上のことはどうでしょうかという質問。

それから、それは具体的な質問なんだけれども、宇都木さんは、そもそも論から言って、結局、新宿区の事業ということと協働事業の提案ということ考えたときに、こんなようなことを書いてもらったことを、第三者なり委員会なりに影響を及ぼすということをどう議論したのかなということで、配布したすべてが、伊藤さんのほうから答えてもらえます

かね。

事務局 基本的に、このヒアリングシートについては、あくまでも評価する上での参考資料という位置づけて考えております。したがって、この評価シートに、各委員はその評価を左右されない。ただし、当然、一緒にやっていく中で、法令上の問題とか、あるいは既にその事業は、同じものを行っているとか、そういったことはあろうかと思えます。

ただ、このシートを各事業担当が書く上で、やはり、その区の事業として実施していく以上は、その事業に対して区が責任を負うという位置づけになりますので、やはり担当課の意見は事前に聞いておかなければいけないというのが、私どもの考え方です。

ただし、その意見については、審査委員は左右されないという位置づけは変わりはないんですけども、ただ意見を聞いておかないと、実際に各事業課がやっていく中で、事業実施が困難になってしまうというケースはあり得ると思えます。

このヒアリングシートは、先ほど申し上げたとおり、公開を前提で、各事業課が書きますので、それはかなり各事業課について、できないという場合に、理由づけが必ず必要になるんですね。対外的にそれができないという理由に当たるかどうかということも考えて、この評価シートを書くということが前提になりますので、このシートを受けることによって、本来そもそも協働事業提案というのは各事業課の意見、こういうものをもらうべきでないというのは、必ずしも事務局としてはそうではないというふうに考えておりますけれども、以上です。

久塚座長 ですから、最終的には、少しずつ進んでいる情報の完全な公開ということを中心としたときに、新宿区であれ委員会であれ第三者であれ発言し、一定の意見を述べるときに、先ほど、あるいは協働事業ということに根拠を置いた結論をきちんとまた出していくと。

それで、説明できれば、少し道がずれていても、また将来に向かって直していくと。明らかかな手抜きであるとか、ごまかしじゃないということは言えるのであれば、修正というのは幾らでもきく。

ただし、これは、まず出発点としては、このような形で進んできた。そして、新宿区の事業であるという大前提がある中で、審査というのをどうするのか。しかも、協働ということの理念を掲げながらという、難しいところに来ているわけですね。

だから、社会的には、この協働事業の提案制度自体を第三者による評価に乗せて、こういうふうな修正なり、将来的にはこうすべきであるというような意見も出てくるだろう

と思いますが、本年度はこういう形で、今のところできています。

2つ目ですけれども、伊藤さんの質問に対してそういう答えをしながら、とんでもないことになる前に対処すべきということで、またいろいろな具体的な手続きがあったり、あるいは関係する各課、区担当部局との詳細協議みたいなものが、実際には起こってきて、白か黒かという話じゃないんだろうとは思いますが、だれかが気がついて、事前にいろいろなことを動いてやっていくことにはなっているんだろうと思います。ただ、考え方としては、これに拘束される形ではないというのが、事務局の考えですよ。

ただ、区として実施すべきでないというふうに言う限りは、それはなぜですかというふうにはっきり出さなければいけないので、簡単に好き嫌いで ×をつけるような話ではないということ、担当課には理解してもらいたいということになります。

伊藤（圭）委員 区として実施するべきではないということで、それが本当にきちんとした議論があれば、何か委員が審査する段階じゃなくて、もうその段階ではじかれるものではないのかなという気もするんですけども。

久塚座長 そこは、やっぱりものすごく微妙なところで、そしてそのように担当課が考えたにしても、いわば大学でも何でもないので、ここは。

伊藤（圭）委員 すり合わせをやるということですね。

久塚座長 すり合わせというより、一つ意見が言える、ぎりぎりの回答の場所と考えていいんじゃないかなと思いますね。

そうすると、協働事業が、将来に向かって進まなくなっちゃうんで、その結果で言うと、金返せというんじゃないけれども、そこは考え方、新宿区はこのような理由で実施すべきでないと考えてるのであれば、新宿区はこういう考え方をしているのかと、それはちょっと課題が残るんじゃないですかとか。また区長への報告のときに、将来に向けてこういう考え方で進めるというよりも、こちらの考え方で進めるということのほうが、協働を推進していく上で重要だと思うということをはっきり言うことでいいんじゃないですかね。いきなりどんでん返しがあるかどうかはわかりませんが、制度上は、やっぱりここが区民とつながっている場所だし、それからそういう意味で新宿区が提案したのも、できるだけ協働という波に入れていこうと。難しいと思いますが、しばらくは、頭がカチンカチンだと思うので。

伊藤（清）委員 大丈夫だと思うんですけども、提案する人の団体の判断するところと区が判断するところと、あと私たちが判断することが違ってくると、今言ったようなこ

とがかなり出ちゃうし、区としては、現状としては早いというのは、それが早いのとニーズがあるのとはまた違うし。だから、そういう判断がどこにあるかを考えていかないと。

それと、その、全体にこれでやっていかなくちゃいけないというのが何かあると思うんですよ。区として必要ないと言っても、この辺でやっておかないと、ほかも手をつけて、いろんなところでやっているよ、それならこの辺で、区はニーズがないと言っても、やらなくちゃいけない事業じゃないですかという、こっちは言えると思うんです。そう思います。

宇津木委員 順番はどうなってるんだっけ。まず、市民の側が提案するでしょう。それで、受付しますよね。それを、担当課に回すんだっけ。

事務局 はい。

宇津木委員 そこから出てきた意見を、第一次書類審査をつけてやるわけだね。それで、これがついて。

事務局 では、もう一回流れをご説明させていただきます。

まず、各提案団体からいただいた事業提案については、関係する部署については、すべてこの事前シートを作成していただきます。

先ほど、複数にまたがるというお話がありましたけども、複数またがれば、2カ所にこれを書いていただくということになります。

久塚委員 これは、事業担当課というところに複数出てくることがあるという前提ですね。

事務局 このヒアリングシートが、提案いただいた、すべての事業に対して作成されまして、その提案団体が提出された書類、そちらのほうの手引きで申し上げますと、5ページになります。提案に当たって提出いただく書類としまして、指定されたフォーマットとして1号様式から4号様式、それから指定されていないものとして5から9までの書類がございます。それらと、この事前ヒアリングシートをあわせて、各委員には評価していただきます。

各委員については、事前の書類選考の評価については、送付された各団体から提出された書類と各担当事業課のほうで作成した、このヒアリングシートをもとに採点していただいて、事務局にご送付いただくという形になります。

最終的に、9月1日の審査会においてプレゼンテーション実施団体を選定いたします。プレゼンテーション実施団体に選定された事業提案については、今度は資料3のほうを、

それぞれプレゼン実施団体に関連する事業課のほうで、各担当から意見を付していただく。この意見を付したものを、事前にプレゼンテーション実施前に各委員にご送付させていただく。それで、各委員のプレゼンテーションを終了後に、改めて総合的な評価をしていただいて、そして最終事業を選考していくという流れになっております。

久塚座長 よろしいですか。

宇都木委員 私は、最初は慎重にやったほうがいいと思うんで、ちょっと心配してるんですけども、そうなると、担当課と意見交換をする場を間に入れてもらいたいな。つまり、第一次審査をやる前に、我々が書類審査を、送られてきたものの書類選考をやるわけでしょう。それで、第一次審査をやるわけね。だから、その意図がよくわからなかったりするんで、場合によったら、一部手直ししたら、この提案はいい提案で採用されるかもしれない。だけれども、このままではどうもいけないという、そういうのがついてくるのかもしれない。これにはね、担当部署の課の。

だけど、そういうことも含めて、担当部署が書いてきてくれている意見等が、その真意は何かということも含めて、一度意見交換をした方が。

久塚座長 それは、審査会と担当部署との意見交換ということですか。

宇都木委員 我々と。つまり、担当部署が、ここに書いてだけで、明らかにわかるやつはいいですよ。これは法令無視だとか。それから、今の制度上、仕組みからいって、これやることはどうかなとかと、明らかにわかるようなことはいいけれども、そういうものばかりじゃなくて、担当部署がやりたがっているものか、やりたがってないものかみたいなものが左右すると、本来の提案制度みたいなものがちょっとどうかなということになるから、そこを、そんなものを入れてもらったらいいんじゃないかなと思うんだけども。どうでしょうか。

事務局 それは、審査会を開いてということなのか、それとも書類上のやりとりでも、質問事項という形で。

宇都木委員 どっちにするかよくわからないけど、できれば、審査会じゃなくてもいいから、審査にあたっての事前協議というか、ヒアリング、担当部署からのヒアリングを受けるとか、何か説明してもらおうとか。想定されるのが、ものすごい文章になるわけでしょう。

だけど、それは、選ぶほうがもっと大変だよ。

鈴木委員 仕組み的に、だんだん横歩きしそうな気がして、何か恐ろしくはなっている

んですが、確かにその提案を受けて、これは素晴らしいと私たちが思ったものの評価がマイナス評価をしていて、でも審査会としてはするべきだと思っているときに、説得というか、これはこういう効果があるんだよということを、どこか意見交換するような場所という意味では、宇都木さんのおっしゃるよりは、審査会の後のタイミングなのか、果たしてちょっとその辺がどういうふうに。

宇都木委員 僕が心配しているのは、このヒアリングシートに、多分相当左右されますよ。それは、彼らが、我々よりもはるかに専門家だからですよ。だから、その人たちが出してくる意見というのは、かなり重みがあるから、私はそう思うんだな。やっぱり、恐らく情報公開を前提にして出してくるし。

久塚座長 法令上、無理であるというようなものが、仮の話だけれどもつけられていて、それで私たちがそれにあまり触れずに、これはいいから採用というふうに言ったときに、そこがはっきりしてくると思うんですけども、それはどこで、いややっぱりだめだという話になるのか、いいという話に突っ走るかというのは、どこでの手続きになるんですか。具体的にそういうことが起こって。

宇都木委員 採用しないわけでしょう。予算つけないですから。

事務局 基本的に、法令上の問題については、その条項等で、それを法改正をしないと実施できないとか、そういうものは、やはり審査会では選考すべきでないというふうに考えます。

久塚委員 だから、その審査会で採用すべきでないというのは、たまたま法令上のことだということをわかった上で、私たちもそうだなと納得するとして、今度は、もうちょっと色が薄くなって、これはあまり好ましくないんだと。だけど、それは新宿区が好ましくないと考えているだけで、当委員会としては、それぐらい、いろいろな協働事業があったほうがおもしろいと思うというぐらいに、トーンがちょっとずれてきたというようなものは、具体的には想定するかどうかというのは、非常に抽象的な発言で申しわけないんだけど、それは最終的にはどうなんですかね。

事務局 この事業提案制度を実施する上で、各担当課、特に団体と事業課との意見調整を、それぞれの場面でやっていこうというふうには考えております。したがって、一応、意見書を作成する際に、もし担当事業課がその団体とヒアリングをしたいのであれば、私どもが仲介に入ってヒアリングするような場もつくりたいと考えております。

それで、プレゼンテーションが終わって、最終選考された後も、具体的な協定のあり方

とか事業の実施の方法とか、そういう場面においては、かなり各担当の事業課との団体との調整というのは必要になってきますけれども。ただ選考された団体の事業については、それができる形で、実際に事業を実施できるような形で調整していくということは必要になってくると思います。

久塚座長 それから、少し現実味を帯びた話をすると、鈴木委員も発言していたんですけども、私たちが先に担当課のペーパーを見ずに判断するという手続きを経たとしますよね。そして、その後、担当課のシートを見たら、私たちは気がつかなかったけども、法令に違反するものがあるとか、いろいろなことが書いてある事業だったと。私たちはそれを見て、ハッとして、初めて気がついたというふうに言うのか、それでも突っ走れと言うのかという手続きになってくれば、先ほどの宇都木さんの意見とちょっと順番が変わってくる発言になる。

これを最初にいただいたから、振り回されると考えるのか、自分たちが、この委員会が結論を出すんだけども、自分たちが見えていないところがあるかもしれないので、最終的には、法令のところなんかは知らないことが山ほどあるとして、そのときの一参考という形でこれを置くのかということを見ると、順番がちょっと違っているけれども、主体性は私たちは持っておきたいというところに少し近づくということではあると思うんですけども。

ただ、やっぱりこれがないと、行政の行うこととして、この協働支援会議が責任を持って答えを出すというのについて、少しわからないことが多すぎるということを見ると、これを見ることで責任の所在を違うところにも置くことができるという話にはなっていくんでしょうね。

伊藤（清）委員 今の言葉で言えば、倫理コンプライアンスということをやったと。昔の言葉で言えば、公序良俗に反するようなものが入ったとしたら、それは回してもらってもしようがないんだから。回ってきたって、その企画自体が検討の余地はないし。それは、全くもうはねてもらってもいいような気がするんですけどもね。どうでしょうか。

宇津木委員 ある意味で、ここに提案要綱があって、これに該当しないと、全部だめになっちゃうと。これは事前審査。だから、かなり、ある意味じゃ幅広い抽象的な言葉だけど、今、伊藤さんが言うようなことがあれば、受け付けられないということになるね。

それはそれでいいんだけど、受け付けられない程度の中に、かなり幅広いから、この応募条項に書かれていることは、そんなあまり細かくしちゃったら、だれも該当しなくなっちゃ

うことは、そうだと思うんですよ。

そのときに、実施する担当課が、例えば担当部署はいろいろな意見をつけてきちゃったら、かなり制約を受けるというのが僕の意味合いなんですよ。だとすれば、事前にそれが制約なのか、それともあるいはそれがあっても採用できる範疇のものの意見なのかというのは、やっぱり確かめておく必要があるんだろうと思うんですよ。トラブルにもなりませんね。

久塚座長 だから、もう事前の策になるかどうか知らないけれども、非常に困難であるというところに、具体的な理由を書かせるというのは、そういうことに近いんだろうと思うんですよ。だから、もう少し丁寧な手続きをとろうと思えば、困難であるということ、否定的じゃないものであれば、この委員会が結論を出すに当たってだめだというふうに言ったときであっても、新宿区はいいと思っけていても、それは仕方なかったねという話になっていくんだろうと思いますが、新宿区がいかにやりたいと言っても、この委員会がだめだと言ったらだめなんですよ。そこについては、とりあえず意見はないんですよ。

そのための委員会でしょう。そうすると、そのために委員会というのは、ここがいいと言っけていても、新宿区がだめだと、新宿区がだめだと言っけていてもここがいいというのは、この委員会の問題じゃないんですか。

宇津木委員 だから、それを判断するのに、もうできるだけ客観的に判断できるように、我々はその問題点を解決したほうがいいなというのは、僕が判断するのに当たってですよ。

伊藤（清）委員 何件出てくるかわかりませんが、少し丁寧にやったほうがいいんじゃないかという気がします。

だから、ここを変えればオーケーになる、この方法論が間違っけているとして、方法論を変えればいいんじゃないのというものも出てくる。そういうものがあるかもしれないし、多分宇都木さんはそういうことを言っけているんだと。

宇津木委員 そうですね。初めてだから、丁寧にやっけて。市民側の意識改革ですから、この提案制度というのは。それから、行政の側も意識改革ですよ。そういうことをやろうということにね。従来の枠の中で、去年並みのことをやろうなんていう話じゃないわけだから、そういう意味では少し丁寧にやっけて、みんながこれからの参画協働のあり方の第一歩を踏み出すわけだね。しかも、それは市民からの提案で踏み出すわけですよ。だから、そこは行政と市民との間の、できるだけ齟齬がないような格好で、我々もこたえなきやいけない。どこまで納得できるかは別にしても、疑問点は解明した上で判断をするほうがい

いんじゃないかと思います。

久塚座長 疑問点を解明するぐらいでいいんですよね。それ以上、進んでくと、何かこの委員会が協働をつくり出して行くような話に突っ込んだら。

宇津木委員 だから、なぜこういうふうな意見なんですかと担当課に聞く。

久塚座長 それはやりとりでいいじゃないの。

宇津木委員 やりとりでもいいけれど、できれば一回中身を、私が一回りしてこいというのなら、一回りしますから。みんながそれだったら、それはみんなで議論して、2時間も3時間もしゃべる機会があったらいいんだけど。

事務局 一応、そういう趣旨で、各事業課においては否定的な回答をするときには具体的な理由を書いてくださいというような形にしてあるわけです。その内容で、もしわからないものがあれば、各委員から質問をとということで、挙げていただくということでどうでしょうか。

久塚座長 スケジュールからいって、それは大丈夫ですか。時間的にこちらがある程度急いで作業すれば。

事務局 23日に、各委員にヒアリングシートと企画の書類が上がっていくわけですね。それで採点する中で、このヒアリングシートの内容について疑問があれば、現在は23日から29日の間に私ども事務局のほうに問い合わせさせていただくと。その質問等については、関係部署のほうに私どものほうから流すと。もし、ヒアリングシートについて、そういうことをやるのであれば、この期間しかありませんので、その期間でやらざるを得ないということになると思います。

宇津木委員 何か考えることが、僕は必要だと思いますよ。

久塚座長 だから、結局、形骸化しないためにも、例えば採用されなかった団体や、あるいは、そちらだけに向かうんじゃなくて、1年間を振り返って、どういう形で判断したとか判断するときにこういうところが引っかかったとか、そういうことは情報公開していかないと、いつまでも採用されない提案の仕方をしてしまう趣味の団体というのは、いかにやってもだめだというのが連続していくんで、形式的な表現じゃなくて、なぜそういう結果になったのかというのを出していかなきゃいけないと。それから、1週間程度で質問を上げてというのは、ここしかないというのは、本当に内容的ものがあるけど、一次審査が9月1日というのは、事前に決まっていますし。

あとできるとすれば、ヒアリングシートの作成というのは、8月11日から21日とい

うのは、こっちのほうは圧縮することはできないの。役所のほうに10日とって、委員会に6日しかないというの。中にはお盆が入ってるんだけど。

事務局 多分、8月11日から21日の間というのは、かなり各事業課でいうと、その担当者じゃないと、当然回答ができませんので、当然その担当者が書いたものを内部決裁をとって上げてくるという形になるうかと思しますので、やはり、これだけの期間は必要だと思います。

久塚座長 ただ、内部決裁をとってということだけれども、最終的に、こちらの質問をして、答えを出して事業化していくということを考えると、8月11日から8月29日までが一定の流れですよね。だから、板についてぐるぐると回るのが21日までというよりは、板で回るのが29日ぐらいまで考えたとしたときに、こちらに一度、23日送られて、もう一度各委員が聞きたいということがあったときに、三、四日で、こういう質問が来たんだけどとって、また中で板が回っていくというようなことをやっていたら、間に合わないんじゃないの。一担当者が答えるということにいかないわけでしょう。

例えば、宇都木委員が質問を出して、担当課の人が答えて、それでそういう答えでいいですかみたいな話というのは、また三、四日かかっちゃうとなると、これは無理なので、ちょっと日にちを、何か春闘みたいだけれども、1年、2年の世界だけれども、分けていただかなきゃ。

宇都木委員 助成金だったら、そういうのは簡単でいいですよ。 だけど、これは初めてやるから、丁寧にやったほうがいいと、僕は思うんだけど。

事務局 8月11日というのが金曜なんですね。これは、カレンダーを見ていただくとわかるんですが、21日の間までに、土日が2回入るんですね。したがって、実質は4日間が休日ということになっているので。

久塚座長 21日は何曜日なの。

事務局 月曜日です。したがって、21日より前倒しにすると、19日。

久塚座長 でも、21日、シート作成で、事務局は、土日はシートを作成しないでしよう。みんな休んでるんじゃないの。

事務局 一応、最悪、間に合わないところについては、土日作業していただいて、月曜日というふうに考えているんですけども。

久塚座長 出た団体から順次送るぐらいのつもりでというのはできないの。イッセイのセで封筒をつくって、宅配便でやるという話じゃなくて、11日から19日ぐらい、19

か18か知らないけど、その段階で一旦切って、各委員に前半部分でも送ってもらわないと、これは宇都木さんが言っているようなことって、解決つかないよ。

事務局 もう一度確認なんですけども、それはヒアリングシートの内容については、一次審査前に各担当課に意見を聞く必要があるということによろしいんですね。

鈴木委員 宇都木さんのご懸念も大変わかるので、例えばこのヒアリングシートにある区民ニーズがあると思うかとか、その効果があると思うかとか、こういうことは先には聞かないということなんですか。

宇津木委員 それでも、やっぱり、結局こういう判断するんだろうなという事業内容を、見てみないとわからないけど。僕は、必ずしも、今回の提案制度というのは、いろいろな意味で影響するから、トレーニングも含めて考えなければいけないので。

鈴木委員 行政側もトレーニングであるのでは。

宇津木委員 市民団体もそうですよ。だから、こういう提案をすると、こういうことになるから、ちゃんときちんと調べるものは調べて、ちゃんと我々がやればこういうふうにできるんだという、そういう計画性のちゃんとしたものを提案するというじゃないと、なかなか難しいから、それだけで引っかかっちゃったら、「はいだめ」ということになっちゃう。実際上は、形式的に言えば。そんな、ずさんな計画じゃだめ、いいことであっても。

簡単に言えば、行政なんかからすれば、ものすごく細かいからね。

久塚座長 それは、私たちの気にすることの半分ぐらいでしょうが、それ以上に、宇都木さんの最初、気にかけていたことは、ちょっと質的に違いますよね。最初はきちんとやるというのはね。育てていくとか、あるいは手続き、こうやってお互いに市民団体が変化していくということとはまた別に、ということなんで、まず事務局からですけども、このヒアリングシートというのは、委員会が結論を一旦出して、後でいただいて、最終結論を出すときにというんじゃなくて、一次の審査、そしてヒアリングに呼ぶかどうか、来ていただくかどうかということの判断をするときに、手続きは、もう出ているということでもいいですね。まずはそれでいいかということ、事務局は聞いてから。じゃあ、それでいいと。

もう一つは、項目ですけども、委員会がプレゼンテーションに来てもらう団体を決める際に、少し形式上の形で左右される部分と、そうでない部分を二分して、最終結論に近いものを、新宿区は各部分については、後ほど公開してもらうのではどうかという意見もあ

ったんですが、宇都木さんは、そうは言っても、事前に全部見ていたほうが良いというご意見で、これはまた完全に分けることはできない、非常に難しいところですけども。このままで、各委員が、この委員会で1番と5番と3番は結論を左右する部分に当たりますよなんていうことを宣言するものではないから、それぞれの委員が、この部分は事前の審査、プレゼンテーションに呼ぶかどうかについては、担当事業課が書いたものについては、「あまり自分の意見のところでは結論を左右されないようにしておこう」とか、「いや、むしろ私は重視しよう」というのはそれぞれの委員に任せるということでいいですか。それしかない、私は思います。そうじゃないと、委員会がある意味があまりなくて、統一の意見を、5人が持っているとか両方で持っているというのも変な話だろうと。

そうすると、あとは、担当課には、このヒアリングシートを、この委員会と市民団体との関係というのは、もうきっちり伝わっているということでもいいですか。要は、あなたたちがあまりニーズが感じられないというふうに書いたものであっても、採用される可能性はあるんだというふうに理解されているんですか。

事務局 ヒアリングシートにつきましては、本日の支援会議で各委員に意見を聞いて、私どもの決裁をとった後に、各事業課に回そうということで、ヒアリングシート自体は、各事業課に現在、回っておりません。

久塚座長 ですから、そういうものなんだけれども、最終的に言うと、新宿区の担当課とこの委員会と市民の団体と、広くは新宿区全体ですけども、いい協働事業ができれば、それにこしたことはないというか、できるだけそういうものをつくろうということなので、そういうことと言えば、担当課のほうも、具体的な理由、要するに否定的なことになったときに、公開されるよということだけじゃなくて、その委員会なり市民なりが理解できる形での理由ということの記述に努めていただきたいということですよ。

それは、お役所用語で、お役所の考え方で、何でだめなのかなということが伝わらないような記述でない記述をお願いしたいということです。それから少し忙しいんですが、日程的には、21日までということですが、23から29、できれば2段階でも送ってもらなりして、区のほうには、担当課にこうすることで記述がありますけれども、それについて教えていただきたいということを入れて、また、その担当課の中で回って、時間がかかっても、最終結論を出すのに時間があまり要しないようなことを考えていただきたいんですが、そこについてはどうですかね。

伊藤（清）委員 今来ているものは、全部、事務局でまとまっているわけなんですか。

事務局 今現在は、まだ1件しか受付がございませんので。

ただ、実際に提案いただく、NPO活動資金助成のときもそうなんですけれども、大体当日か前日に集中するということになります。

また、このスケジュールで、各事業課に、今の予定で、ヒアリングシートの作成を依頼すると、恐らく提出いただくのは19か21ということで考えられます。したがって、2段階で送るというのも、かなり厳しいのかなと。もしそういうことであれば、逆にヒアリングシートの作成を11日から19日まで、金曜日までにして、土日の間で、私どものほうで各委員に送付させていただいて、月曜日から審査いただくという形のほうが確実だと思います。

久塚座長 できれば、新宿区の方が土日に来て仕事をしていることは、私自身、よく知ってきます。寺尾さんが来ていることも知っておりますが、すべての部局がそうとも限らないので、土日は半分ぐらいしか、これに関係する人が来てないかもしれないので、金曜日までに終わらせようと、みんな思っている可能性があるんで、できるだけ努力をしていただいて、こちらのほうに2日間だけください。

それで、どうしてもというのは、それは仕方ないけども。

事務局 締切りには、そうすると18日の金曜日で。

久塚座長 ヒアリングシート作成でしょう。

事務局 はい。18日、金曜日を締切りということで。

久塚座長 担当課のほうで。

事務局 はい、わかりました。そうしましたら、18日締切りにさせていただいて、今、現在、書類の送付が23日ということになっておりますけれども、21日ご送付ということでもよろしいでしょうか。

久塚座長 はい。

事務局 その間に上がったものについて、ご質問等があるようでしたら、21から29日までの間に、できるだけ早い時期に、その質問表など、そういったものを私ども事務局に送っていただいて、早急に事業課のほうで回答を求めるということでよろしいでしょうか。

久塚座長 そういう形で、日程的には厳しいのですが、手続きとして一つ、これはわざわざ決めなくても、わからないところは聞くというのは当然のことですけれども、それを意識的に中に入れたということで、各委員から、ヒアリングシートについて疑問などがあ

ったら意見聴取するというのを中に入れたということによろしいですか。

宇津木委員 担当課はこういう意見をつくるときに、新宿区が定めている中期目標計画だとか、そういう基本計画みたいなものがありますよね。そういうものもあわせ考えて、この提案をしているのがどうかということになるのか、それともその提案そのものに、今、新宿がどういうことをやろうとしているのかということとは関係なしに、提案そのものについての評価というか、そういうことにしようとしているのか、それはどっちですか。

事務局 そもそも、この事業提案というのは、区からの課題設定と、それからNPOの自由なテーマということで設定しておりますので、自由なテーマで設定したということは、必ずしも区の基本計画とか、そういったものに対応しないようなものも当然出てくるということを想定しております。したがって、各事業課の、そのシートの作成に当たっては、その事業そのもので、そのシートを作成するということになります。

久塚座長 協働を説明するとき、計画はプログラム化されたものではありません。

よろしいですか。それから、もう一つの、兼採点表というやつですが、単純に言ってしまうと、最初に各委員が採点するものについては、各担当課の意見というのと区担当課名というのがない。

事務局 あと、鈴木委員のほうから出ていました、今現在、このシートというのは、否定的なものについて、具体的な理由を付すようなシートになっておりますけれども、肯定的、ニーズがあるとか、それから非常に評価が高い部分についても、その理由を付す必要があるかどうか、ちょっとそこだけ確認したいんですけども。

久塚座長 先ほど、ある程度入れたんですけどもね、事項は。鈴木委員が提案された後、それを書かなくても別にいいよねみたいな話に。否定的なところをはっきりさせるということで、新宿区の都合のいいような行政計画については、これは委員のほうで、むしろ積極的にリードができる唯一のチャンスみたいなものでいいんじゃないかというふうに思っていたんですが、そうは言っても、もう一度事務局がプラスのところも積極的に書いてもらうという理解でよろしいかという提案で、皆さん方が「うん」ということであれば。

担当課は大変だと思いますけどね。そこは何となくという書き方はしづらい。否定のところは、非常に明確化できるし、情報公開になじむんだけど、プラスのところは、ここはいいということを書くのには、かなり新宿区が抱えている緊急のテーマである、それ以上のものを書くのは非常に難しいことにはなるわけですからね。

伊藤（清）委員 書けるところは書いてもらって、書かなくていいんですよ。

久塚座長 手続上、明確に、例えば担当課の緊急の課題になっているとか市民のこういうのが多いとか、私どもが知らない新宿区の事業の中で、そういうウエートを置いているというようなことが、もしあるといけないので、書けるところについては、具体的に、プラスのところも書いていただきたいというふうにしましょう。よろしいですか。

では、採点ですが、兼採点表の箇所ですけれども、このようなことになっています。

これは、まず各委員のところには、事業名と提案団体名ということで、受付番号で、2個について1枚でやってくると、そういう理解でいいですね。

そして、ヒアリングシートは、一団体について、複数セット出てくる可能性もあると。

それから、最終的にこれが使われる担当課の意見のところについては、これは複数枚出でくる可能性があるということですよ。

ですから、各委員が、プレゼンテーションに呼ぶための採点を念頭に置くときには、一事業1枚のものは、白抜きで、右の採点のところだけ書き込む要領のものが来ると。

配点は、一応このようにさせていただいているというご説明ですが、これはどこを5点にするとどこを10点にするということについて、事業の効果、それから課題と効果にウエートを置いたような構成になっているということです。

総じて言えば、しかし協働の必要性があるかということ、その協働の事業というのが、うまく実現していくのかということについての評価ということです。

宇津木委員 これは、倍にする意味があるかな。もしかしたら。

久塚座長 一応、必ずしもこれは10点とかこれが5点ということについては、これは一旦変えても、またそこでうんと言っても、またもとに戻るような議論の質のところがあって、「全部同じ点数で」という話がなかったわけじゃなかったんですけども、積極的にこれを10にしたらということについては、合意が得られるかどうかというのは、なかなか難しくて。

ただ、全体として見たときには、合計点が60点満点ということになるわけですよ。違いますか。

事務局 はい、合計が60点満点になっております。

久塚座長 ですから、項目ごとの持っている比重というのは違うということになります。

ただ、項目ごとに違うけれども、それぞれが6割とか7割、例えば5点満点で6点をつけると10点満点で7点をつけるという比例のような形になっていくと、最終的にはあまり大差がなくなってくると。特にご意見はありませんか。

これは、あわせて、事務局のほうも、これについて気にかけるようなところというのはいないですね。特にないですか。

事務局 当然、この配点については、この支援会議の中でご検討いただいて、決定いただいて結構です。

それで、一応事務局としましては、地域課題、社会的課題、そのニーズ性のところと、それから、なぜ協働するのか、協働することによって、どういう効果があるのかということ、その辺と、あと、その事業を実施することによっての区民満足度、この3点を重点項目と考え、10点に配点させていただいたと。

特に、この配点については、この支援会議の中で決定していただいて結構です。

宇都木委員 評価が非常に難しいのは、例えば、区民満足度というのは、対象を小さくして、例えば高齢者のこういう人たちを対象にしたこういう事業をやると、これからの高齢化社会にとって満足するだろうと、区民満足度というものの意味は、全体のニーズかどうかというのとは別な問題になるわけですね。だから、そういうところをもう少し細分化するかどうかということも、これはあるかなという気がしますが、それは皆さんの意見がどこまで一致するかどうかわかりませんが、私はそんなことを考えますね。

久塚座長 そこで書かれている効果や成果と言われるものが、事業内にとどまる効果、成果ということではなくて、新宿区が抱えている課題に対する協働としての効果、成果という形で評価しないと。例えば、宇都木委員が言った、「その地区に住んでいる高齢者のための何か」ということだったら、成果は上げやすいですね、そういう意味では。だけど、それが広がりを持っていないと。持ってないと言ってしまうかもしれませんが、新宿区全体、あるいはそこをもっと広くということを考えてするならば、協働事業提案ということからは、広がりがあるものではないという、そういう成果はどうかということになっていく。区民の満足度の高まりという、その区民というものの広がりが、あまり広くないということになってくるわけなんです。

宇都木委員 先生の言わんとすることはよくわかるんですが、でも市民活動というのは、そういうものじゃないかというのは、私はそう思ってるんですよ。

だから、そういうところが、どの程度、ある程度の評価の仕方の共通性みたいなものをちょっと。人によって、あまり、ばらばらすぎちゃうとどうかなという気がするんですよ。だから、この項目は項目としていいと思いますけれども、おおよその意見交換をしておいたほうがいいんじゃないかなという感じがしますが、私がこだわっているのかもしれ

ません。

久塚座長 それが、どこでもできるような、似たようなものじゃなくて、新宿区における特性ということ考えたときに、市民活動というのは、そのようなものであるという宇都木委員の意見が出てくるわけですね。それは、どこに行っても、同じようなニーズがあると考えるんじゃなくて、個性を持っているニーズとして、そして、将来的に展開するかどうかということは、その二次の問題であるというふうに考えて、事業効果を考える必要があるという考え方もありますし、そうでなくて、新宿区でニーズがあるものが、どんどん広がっていくという考え方もある。その両面があると思うんですが、まずは、そうは言っても、協働の必要性ということであれば、まさにその地区での必要性があり、まさにその地区が抱えている課題に対しての効果があるかどうかということ念頭に置かなければいけないんじゃないかと思います。

伊藤（清）委員 ニーズのとらえ方というのは、難しいですね。絞っちゃうと、あまりニーズがないんじゃないの、特定のところしかニーズがないんじゃないのとなると、そうすると、ここの点は低くなっちゃう。もっとある程度、ばらばらじゃないけど、新宿区内に散らばっている人のニーズがあるのであれば、ああいっぱいニーズが高いんだなというとらえ方ができると。

その効果というのは、点数が、最初のニーズが低いととらえても、そこで非常に効果があれば、この事業効果は10だろうとか、いきつくのは確かですけどもね。そういうところがあるので、なかなか難しい。

久塚座長 統一する必要はないと思いますけれども、各委員においては、協働事業提案の趣旨もしくはその考え方なり、協働なりに基づいて、もう一度、原点に戻って考えて、結論を出していただくということではないので、よろしく願いいたします。

鈴木委員 今回の審査では、委員の皆さんの意見とか、この前の協働基金のときは、プレゼンの直前にみんな意見を出して、それをバーッと眺めて代表質問をするという流れだったんですけども、今回は、どういう流れを考えておられるのか、どういうのがいいのか。

事務局 その質問につきましては、後段の審議事項として挙げておりますので、ちょっとお待ちいただければと思いますが。

鈴木委員 採点表の下のほうに書いてある、各課の提案と課題と方向性の違いご説明願います。

事務局 こちらのシートについては、各担当課の意見及び、その下の各担当課の考え方も含めて、プレゼンテーション前に記入していただいて、各委員にご送付するというふうに考えております。

久塚座長 それから、先ほど来の説明にある、右側の点数以外は何もない欄がある。欄も、本当はないというふうに考えていただいても結構で、審査委員、評価点というのが、一番右側にありますよね。あれが、左のほうにずっと寄ってきているような評価とっていただければ。

それで、それに別添のヒアリングシートというのがついていて、委員が採点して、プレゼンテーションをしていただくときには、各担当課の意見というのがこの表の中にずっと入ってきているという状態が考えられるということです。よろしいですか。

鈴木委員 最後のところで、可能性というか、改善点みたいなことを聞いていただいているのであれば、事前ヒアリングシートのところで、うまく聞いておいてほしいなど。

久塚座長 こういうことを考え直したほうがいいんじゃないかみたいなことで。

鈴木委員 それを改善すれば、これは可能であるということを知るシートになっているんですか。

久塚座長 いえいえ。このシート自体は、「区と協議して事業を行うことを希望する市民団体等は、協働事業提案書等を提出する。そして事前に担当部署はヒアリングシートを作成し、必要に応じて担当部署とヒアリングを行う」というところの、「担当部署とヒアリングを行います」というのは、だれが行うんですか。

事務局 意見書作成に当たっては、一次審査を通過した事業については…。

久塚座長 それの前の段階で、事前に担当部署はというのが、このところにありますよね。

事務局 それについては、各事業課のほうで、そのヒアリングシートを作成するに当たって、提案いただいた団体に対してヒアリングをする必要があれば、ヒアリングを行う。

久塚座長 こうしたらということになると、話を特定の団体に誘導することになるので、結論を左右するような提案というのを行政の側から設けるといのは、非常に難しいと私は思うんです。ただし、それを、報告書の中で、一般に情報公開する形で意見を出すのは、これはゼネラルな形で意見を表明するわけですからいいけど、特定の団体にこうすればいいということ、特定の団体にだけに向けて発言するというのは、これは極めてリスクが高いような気がするんですけれども。同じことを、全体なり区民に向けて、同時に発信す

るのは、いいことだけれども。

どうしても、こういうところがあればいいというのは、最終報告の時点の前に、個別の団体にこうすればいいですよというのを事前に調整して、書き方のところで、こうすれば、これはこうやることができるよねというところが、ぎりぎりのところで、多分やってるんだと思うんですね。

鈴木委員 行政側にとっての協働というのは本当に勉強になるだろうし、副産物だと思うので、こういうヒアリングシートを書くに当たって、いろいろ多分、協働したらこういうことがあるのかなとかと、いろいろお考えになったり勉強になったりされると思うので、それがどこまで提案を救うかということにもなると思うんですが、こういうふうに改善すれば、この提案は実現の可能性があるかもしれないというようなことを、先に聞いたりすると、そこにあとでまた調整をしないといけないので、それはじゃあ、来年どこかで意見交換しましょうよみたいな話にするのか、その辺は、本当に全体の仕組み、設計の話になるので、難しいという気もする。

久塚座長 だから、今のシステムが、比較的最初につくられてしまっているものなので、それをどうにかしようという考え方とのせめぎ合いで協働ということを考えてとすれば、積み重ねていくことですかね。多分、今の仕組みの中で、入って行って引っ繰り返すというのはちょっと荒っぽいかなという気はしますけれどもね。

だから、事前の策としては、できるだけ、市民団体と新宿区、担当事業課が、事前に、回数は少ないでしょうけれども、会うなどして、形式的に提出してもらって、オール・オア・ナッシングという話にならないような丁寧な手続きというのが求められるということだと思いますね。

事務局 各事業課とのヒアリングについては、一次審査前については、必要がある場合のみヒアリングを実施します。一次選考後については、一次審査を通過した事業については、担当部署にて、プレゼンテーション実施団体とヒアリングを実施しながら意見書を作成しますということで、そういうヒアリングを実施するんで、一番下の黒四角のところは各事業課が書けるわけですね。

それで、多分この辺は提案される事業は幾つぐらいあるかということによって、かなり左右される話です。今回、15から20ぐらいではないかというふうに考えていますけれども、仮に一次審査前に全事業についてヒアリングを実施するとすると、場合によっては100事業出れば、100事業に対してヒアリングを実施しなきゃいけないということに

なりますので、基本的には、そのヒアリング実施については、事前のヒアリング、一次選考前のヒアリングについては任意的なヒアリング、それから一次選考した後については、各部署はその提案をしていただいた団体とヒアリングを実施しながら意見書を作成するという形で、2段階の形をとっているということになっております。

久塚座長 任意的ですけれども、各委員からの意見をまとめるとするならば、一次審査の段階で、たまたまヒアリングを重ねなかったがゆえに、情報を得なくて、救われぬ、拾われぬところも出てくるかもしれないので、もし新宿区の側で、もう少し知りたいというような事業提案があったら、積極的に事前のヒアリングも、忙しい中でしょうけれども、かけていただければというのが、当委員会の要望だったということだろうと思います。

一次の審査を通過しなければ、もうすべて終わりということになるんで、そこで随分いい事業が実現しないということであれば、新宿区にとっても大きなマイナスだということを考えて、やっぱり丁寧に見ていただきたいというのが、各委員の意見だったというふうに思います。

では、あと30分になってしまったということなので、あわせて(3)のプレゼンテーション団体の決定及びプレゼンテーションの実施方法についてという、そして3と4をあわせて、ちょっと事務局のほうでお願いしたいんですけども、よろしいですか。

事務局 それでは、資料4のプレゼンテーション実施方法等につきまして、事務局のほうから説明させていただきます。

まず、プレゼンテーションの実施なんですけど、10月10日、火曜日、12時30分から、四谷の地域センター、第2・第3会議室で開催させていただきます。時間については、プレゼンテーションについては1時から開始ということで、各委員の集合時間につきましては、また後で出てくる、どういう形で質問をするかということにもよるんですけども、今のところ12時半、30分前に集合していただいて、終了時間は終了までということで考えております。

プレゼンテーションの、まず団体の決定方法について、事務局案をご説明させていただきますと、まず一次審査の集計結果から、基本的には評価点70%以上をプレゼンテーション実施団体にしたいというふうに考えております。したがって、60点満点だとしますと、42点はそのボーダーになるわけですが、その選定の実施団体数につきましては、活動資金助成とは異なり、事前に団体数の設定はしないというふうに考えております。一定の基準に達したものを、プレゼンテーション実施団体としたいというふうに考えており

ます。

ただし、プレゼンテーション実施団体が5団体を下回るような場合、あるいは10団体を超えるような場合につきましては、その評価点の基準を、上方修正、下方修正しながら、団体数を調整していきたいというふうに考えております。

先ほどお話ししたとおり、プレゼンテーションにおきましても、資料3の意見書兼採点表を使って評価をしていただくわけですが、そこに書かれている各担当課の意見については、最終選考、最終評価をする際の参考資料にしていきたいというふうに考えております。

続きまして、具体的なプレゼンテーションの実施方法について、事務局案をご説明させていただきます。

プレゼンテーションについては、公開いたします。

1団体の発表時間は、プレゼンテーションについては15分、発表時間としまして、話す内容としては、提案事業の企画、予算、そういったものを中心に説明していただくと思っております。

質問時間ですが、10分程度を予定しております。その質問については、委員以外に、担当事業課からの質問も認めていきたいというふうに考えております。

プレゼンテーションに参加する人数については、1団体3名以内でお願いしたいというふうに思っています。

プレゼンテーションの方法については、方式は問わない形でやっていきたいと思っております。

プレゼンテーションについては、事前に実施順番を決めますが、決められた順番に、不在の団体が棄権したものとみなします。

会場内にあるパソコン、プロジェクター等の機器を用意しまして、パワーポイント等を利用する場合には、パワーポイントのプレゼンテーションも認めていきたいと思っております。

パワーポイントを用いた、そういったプレゼンテーションを行う場合には、10月4日、水曜日までに、データを事務局に送付していただく。また、そのプレゼンテーションに使う資料については、14日までに15部を事務局に提出していただきたいというふうに思っております。

それ以降、当日の日程ですが、13時スタートで、13時10分から二次審査会を開催

します。これは10団体を想定した形で、時間配分を行っておりますけれども、プレゼンテーション終了時刻は16時30分。各審査委員につきましては、16時50分までに採点表を事務局のほうにご提出していただいて、17時に審査会閉会という予定で考えております。

プレゼンテーションの質問のほうもご説明したほうがよろしいですか。

久塚座長 プレゼンテーションのものについて、もうすべてやってしましましょう。

事務局 プレゼンテーション時の質問方法ですが、一応、本支援会議におきまして、最終的に決定しようと思っておりますけれども、検討していただく課題を幾つか述べさせていただきます。

まず、せんだってのNPO活動資金助成のときに、各団体共通の質問事項と個別質問と分けて質問を行ったほうがいいのかというご意見をいただいておりますけれども、そういった全団体共通の質問事項を行う必要があるかどうか、また、その共通質問を行う場合についてはどのような質問事項を定めたらいいか。それから、NPO活動資金助成のように、各団体に対する代表質問者のあらかじめ1名を決めておく必要があるかどうか。また、各委員から事前に出された質問について、とりまとめて、各委員にその質問内容を共有していただくということが必要かどうか。それと、各委員からの質問時間と事業課からの質問時間を、あらかじめ時間配分をしておく必要があるかどうか。そのような内容について、ご提案をいただければというふうに思っております。

以上です。

久塚座長 プレゼンテーションの具体的な実施、基本的には助成金と似たような手続きになるわけですが、最終的に結論を出す際に、金額、予算の範囲内ということではなしに、客観的な示された場に対して、それを標準とした形で最終結論を出したらどうかというのが、まず第1点目です。

そうはいつでも、最終結論について、事業が数が少なかったり、極端に少なかったり、増えすぎた場合には、多少調整しなければいけないという案です。

70点、60点分の70%で42点という、それは42点がいいのか、100分の60でいいのか、いろいろあるでしょうけれども、各委員の採点をする際の目安として、この団体をプレゼンテーションで呼びたいというときに、どのようなケースになるのかということとの関係で、一定のラインを引くという作業をかませているということだろうと思います。

伊藤（圭）委員 もし、応募が10個の場合は、書類だけじゃわからない部分もあるので、一次審査がなくて、プレゼンテーションに送るようなことはあるんでしょうか。

事務局 10団体であっても、書類選考はしていきたいというふうに考えております。したがって、一次選考の結果、10団体ということはあり得るかもしれませんが、一次の書類選考はしたいというふうに考えています。

久塚座長 ですから、10来て、全部で10ということはあり得るけれども、審査をするということです。

伊藤（圭子）委員 10団体でも精査はするということですね。わかりました。

久塚座長 その点、いいですか。

もう1点、後ほど点数配分のところは、また結論を出していただくとして、時間配分と1団体は15分で、3人まで。時間については、この事務局案でよろしいでしょうか。

それから、担当課からの質問と各委員からの質問、それからもう1つは各委員が、特に代表制という形ではなくて、質問項目を共有しながらも、独立して質問をかけていくという方式もあるんだけどということなんですが、特に集約して、この方に質問してもらうということじゃなくて、それぞれの委員の質問を共有して質問してもらうという形でいいですかね。みんな遠慮はしないですよ。指名されなくても、しゃべってもらえと思うし。

それから、担当課との時間の配分。担当課と合わせて質問時間10分ということですが、委員会の委員と担当課との時間配分を、厳密に言うのは難しいでしょうけれども、合わせて10分で。

宇津木委員 1団体、全部で25分ということ。

事務局 そうです。25分で想定しています。

久塚座長 それで、事前に会って、これを通して、そしてまだ、これ以外にはプレゼンテーションであるとか、その団体について、あるいは提案された事業について知る機会はない。私どもはないけれども、一次審査を通過した事業について、担当部署でプレゼンテーション実施団体とヒアリングを実施しながら意見書を作成するという作業はあるわけですよ。

だから、私どもは、そこでその担当部署を質問したり私どもが聞いたりというところをかんでないけれども、その結果、出てきたのは横長のところに反映する形で、私どものヒアリングのときには出てきているという手続きは経ているということになるんですか。

宇津木委員 担当課の質問は要らないんじゃないの。ヒアリングやるんだから。そのときに気づいたというのはあるかもわからないけど。それは、そのときに実施しているわけだから、ヒアリングというのは。

久塚座長 そうですね。

宇津木委員 こっちでやらなきゃならないことというのが出てくるんだったら、もっと事前にやっておかないと。

久塚座長 では、事前にやっているの、横長のものが書けたはずなのでということ前提とすると、担当課については、プレゼンテーションを聞いたときに、また理解が違ったとか、極端なことがあれば、1～2分で質問していただくと。それ以外については、基本的には、担当課側が、一次をスルーした事業についても把握できているというふうな理解に立ちたいんですが、それでよろしいですか。

宇津木委員 それまでに、きっちりとヒアリングをやってくださいと。

事務局 特に、支障はありません。ただし、質問する機会は与えていただきたいかなというふうには思いますけれども。

久塚座長 その一連の手続きの中で、それですべてが終わっているということじゃないけれども、私どもが一度点数化し、そして、私どもが最終結論を出す際に、一応担当課の意見というものをもらっているのという上での流れを理解していただければということです。

したがって、具体的に、それが1分なのか2分なのかは別として、基本的には委員会の委員が質問をするということで、聞いているわけじゃないですから、私も担当のほうはどうですかということ、残り時間1分か2分ぐらいになったときには気にはかけます。よろしいですね。そういうことで。

でないと、そこで改めて、何もわからないのに言っているということであれば、私たちがもらった横長の紙は一体何だったのかという話になるので、そこはよく考えてほしいですよ。

宇津木委員 もちろんそれはそうですよ。

事務局 一つ、その事業化の質問というのは、そのプレゼンテーション実施者が言い忘れたこと、そういったものを引き出してあげるための質問というのもあり得るかと思うんですけれども、そういう趣旨を含めて、事業課の質問もあってもいいんじゃないかというふう感じた次第です。

久塚座長 もちろん、それが公平に、各プレゼンテーションを行っている団体がプレゼンテーションができるようにということであれば、別に構わないんですが、よりよく理解できるためのプレゼンテーションですので、事前の情報あるいは事前に知っておくべき事柄について、大体プレゼンテーション前にある程度入っているということを前提としたいと思います。いいですね。

では、そういう形で、時間配分はそういうふうにするということで、ラインですけれども、このような形でラインを設けるということで、70%なら70%というふうにしたいんですが、その点数は、今定める必要はありますか。

宇津木委員 第一次審査会があるでしょう。それで、もう一度審議された方が。

事務局 第一次の審査会のときには、各委員が出された点数が集計された形で出てきます。したがって、その委員が採点をするときに、やはり一定の基準が必要だろうというふうに考えました。そうでないと、例えばボーダーがどこで定まるかという、わからない中で採点をするということが、かなり委員の採点の仕方によって点数、上位団体と下位団体が上下するということがございますので、一応プレゼンテーション実施団体が、目安として7割という基準を設定させていただいたんで、特段、じゃあそれが60%じゃいけないのかと言われると、特に支障はございません。ただ、一定の基準は何らかの形で示したほうがいいだろうということで、70%ということ想定しました。

宇津木委員 70%。

事務局 NPO活動資金助成は、60%きっかりで切りました。

宇津木委員 満点というのはあり得ないんですか。

久塚座長 事務局としては、各委員が合格とさせる基準というのは、半分ぐらいのお考えの委員もいるだろうし、満点に近い人もいるかもしれないけれども、そうすると足し算していくときにいろいろなことが起こるので、できれば7割というラインを目安に点数配分をお願いしたいということですね。

じゃあ、これも委員会で結論、そういう一応の目安ということを考える、目安とするという結論でよろしいですね。

プレゼンテーションの実施の方法、団体の決定及びプレゼンテーション実施方法について、ちょっと落としていることがある？ 結論をとらなければいけないこと、今結論に達するというので、事務局どうですか。

事務局 プレゼンテーションの実施につきましては、今の話で了解いたしました。

あと、その質問のところですね。代表質問者を置くか否かということですね。

久塚座長 先ほど私のほうから言ったんだけど、特に代表質問者というのを設けないことにしてはどうかということですが、前回、代表質問者が決まっていたと、今回も決まると。それで、今度は少し時間が長いけれども、その質問をされる予定の方について、何らかの事情でというようなことになったときに、そういう大きなことが少しスライドしていくので、各委員から出された質問を共有しておいて、その中で、順次、私が振っていくようなことがあれば、どなたが質問を出したということだけでも、条文としていただければ、その出した人を中心にやっていくということで、代表者を定めないという結論をとりたいんですが、よろしいですか。定めたほうがいいですか。どちらでもいいですか。

では、なしでいきましょうか。

ただ、出た質問については、整理というかは。

事務局 事前に皆様からいただいた質問については、共有できるようにしておきます。

また、当日、新たな質問も、当然プレゼンテーションの中で出てくると思いますので、それはぜひ質問していただくということで。

あと、団体に対する共通質問のほうはいかがでしょうか。

久塚座長 各団体に同じ質問をかけることによって、協働事業提案として、共通の比較と、ふるいにかけるようなことを考えることはいけませんかということなんですけれども、各委員の意識の中で、私はそれはあると思うので、形式上、同じこと出るとような質問はしなくていいと私は思うんですが、それは2番目の団体に、1番目からどんな質問が出たということが出て、3番目にもこんなのが出たよという話になったとき、あまりいただける話じゃない。協働事業を提案するということは、当然、質問されることも、大体この事業の趣旨から判断されるようなことだろうとは思いますが、いかがなものですかね。

宇津木委員 協働というのをどう考えるかということだよ。

久塚座長 どう考えるかということですよ。

久塚委員 大学の入試の面接試験みたいに、うちの学部のことを、どういう形で知っていますかみたいな話になって。

宇津木委員 かなり意味があると思います。

久塚座長 私も、そういう意見はあるだろうとは思っていましたが、協働一般についてどう考えているかというか、どのようなものとして理解しているかということだろうと思うんです。あなたたちの事業はどうかとか新宿がどうかということじゃなくて、

もっと広い、抽象化された意味での質問と、そういう質問が出たときに、自分たちの事業のプレゼンテーションをしながら、一般化できるような形で語り得るようなことであれば、そのプレゼンテーションした人は素晴らしい。でも事業が全体としてどうかというんじゃないくて、説明能力にたけた人が来たということなんですよ。

伊藤（清）委員 議論の展開の中で、普通は、協働事業をやるとなると、協働事業に対する考え方、私どもの協働事業の進め方とか、そのへんで入るところも、多分あると思うのね。そうすると、今、座長も言ったように、ここはプレゼン能力があるなとかいう形になってくる。そういう能力がないところがあるとすれば、今言ったように、こっちから聞くのもいいだろうし、前もって協働に対する考え方というのは述べていただきますよとかというのも一つの方法だし。それを入れてくださいとかね。

久塚座長 まず、プレゼンテーションの冒頭に、協働についての考え方を、15分のうちの2～3分を入れていただくというような形をとるかどうかということですね。今、伊藤（清）委員は、質問する前に、自分たちは協働というのをこう考えていて、この事業ですと。それは、プレゼンテーションというのはそうなんだけれどもね。いきなりごめんくださいと入っていくんじゃないくて、私たちはこう考えるものですよというところからいくのがきれいなプレゼンなんですけども。そこはどうですか。質問をかけずに、事前にやってみよう、そのほうが。

この場合に、公式には、スケジュールでいうと、公開プレゼンテーションで二次審査、プレゼンテーションということではしかないんだけど、その中に、提案された事業ですから、その事業についてのプレゼンテーションということのみならず、協働ということについての提案ということですから、まず最初に、簡単に事業のプレゼンテーションの前に、協働ということについて、2～3分で簡単にプレゼンテーションしていただきますということ、出会い頭にびっくりさせて、どぎまぎさせるというよりは、そっちのほうがいいかもしれないね。それはどうですかね。言わなくても、大抵はやるはずなんだけど、やらないと困るんですけど。

事務局 いずれにしましても、プレゼンテーションの手法については、実施の要綱をつくりますので、それは、当然プレゼンテーション実施団体に事前に配付して、プレゼンテーションをやっていただくということになります。したがって、その実施要綱の中の、最初の、プレゼンテーション実施の内容ということで一項目触れておけば、特に問題ないです。ただ、そこはかなり時間を、費やしちゃう団体も出てくるかもしれないかなというの

が、ちょっと不安ではありますけれども。

久塚座長 全体のあれなんで、協働事業、要するに協働ということ踏まえたプレゼンテーションになるような、例えば協働ということはどのようなものとして考えるのか、そして、そのような協働についての考え方が提案された事業と具体的にどう結びついているのかということ踏まえて、プレゼンテーションをしていただきますみたいな形になるんじゃないのかなと。

事務局 それでは、今現在、実施方法については、提案事業の企画、予算の内容ということだけ触れてありますけれども、その前段に、今の部分を入れさせていただくということでもよろしいでしょうか。

久塚座長 情報公開というか、透明度を高めるためには、秘密の統一した質問というよりは、当然のように、プレゼンテーションの中に盛り込まれるものをオープンにしたという手続きでいいんじゃないですかね。

では、そのようにしましょう。

そして、(4)がついてくるのかな。最終選考結果の報告についてまでですが、事務局、今のところで、(3)はそのとおりであるという理解でいいですかね。(3) 議事の。

事務局 (3)のところまでは、内容については把握しております。

久塚座長 では、最終選考結果の報告についてという議題ですけれども、お願いします。

事務局 最終的な提案事業は、最終選考結果につきましては、その報告書を区長に提出するということで考えております。その報告については、10月下旬に報告書を作成して提出するということでスケジュールを引いております。

主に、報告書の内容としましては、事務局としては次のように考えております。

まず、1番目として、審査に当たってということで、制度のあり方とか審査基準など。それから2点目としましては審査結果についてということで、その選考結果とその理由、それから3点目として、審査経過についてということで、提案の募集から一次書類選考、それから二次公開プレゼンテーション実施、それから最終選考という形で、そのような内容を盛り込んだものを報告書として審査会で作成していただいて、区長に提出していただくことということで考えております。

以上です。

久塚座長 これを、過去に限定された経過、選考結果の報告ということなんで、大きな意味で協働がどうだ、あるいは透明度がどうだということについては、また別途あるわけ

ですよね。

事務局 はい。

宇都木委員 区長に出すということは、やはり、今度の協働の評価ですよ。全体的な評価というのは、やっぱり委員長さんに書いてもらったほうがいいんじゃないですか。

久塚座長 ありがとうございます。宇都木委員からの発言で言えば、第三者評価も含めて、協働がどういうところに、今いっているのかということを含めて、多分やらなければいけないことだろうと思いますので、これは10月下旬の区長への報告のほかに、またあるんですかね。

事務局 あります。

久塚座長 それは、私が、そちらに座っていたら、同じ意見を言うと思います。それではやりましょう。10月下旬か、厳しいな。わかりました。積極的に意見を受け止めて、事務局と一緒に整理をして、文章を書きます。

それで、いわゆる経過報告だけでなく、スタートしたわけだから、どういうふうになってほしいというのを含めて、報告書ですよ。

事務局 はい。

久塚座長 では、書いても大丈夫なんですよ。手続き上は。では、やりましょう。

宇津木委員 世の中の方に読んでいただくと。

久塚委員 それは委員長の所見という形で(笑)

では、そうさせていただきます。10月下旬。

もう一つは、配られた資料6を含めて、その他、資料6、7なんですが、事務局お願いします。

事務局 その他ということで、資料6、7、こちらは報告事項ということになります。

まず、今年度の協働事業評価についてということで、以前から選定された10事業程度は、各事業課と事業の実施側、NPO側と支援会議の第三者機関という形で、ヒアリングを実施しながら評価をしていくというお話をさせていただいています。

それ以外の事業、昨年度で申し上げますと、一応、協働事業ということで、各事業課から報告をいただいているものが121事業ございます。その121事業の評価に対してどうするのかといったものが、今お配りした評価シートです。これは、主に、前回報告書でいただきました、最終的な審議会委員が作成する、第三者機関の評価書をベースにしまして、項目を、私のほうでシートをできるだけ簡略につくらさせていただきました。

当然、121事業の中には、これらの項目はマッチしないような事業もあり得ますけれども、一応121事業、すべてに対して、この評価シートによる評価を行っていきます。

この評価書は、自己評価です。要するに、第三者が評価するというのではなくて、自己評価シートになっています。

17年度事業につきましては、一応初年度ということで、各事業課だけでこのシートを作成していただいて、私どもで集約して、フィードバックして、またその内容を公開していこうと。

来年度は、その相手方、事業課と相手方が、それぞれこのシートに基づいて評価をして、それを私どもでまとめていこうと。

支援会議が第三者機関という形で行う評価、要するに第三者機関まで含めた評価については、各事業課から選定された事業、10事業程度を評価して、それを各事業課に返して、ほかの事業もそれに合わせた視点で、事業を改めて見直していただきましょうという位置づけにしたいと考えております。

それから、資料7のほうですけれども、7月13日になりますけれども、以前からNPOのネットワークということでお話ししてきましたけれども、「新宿NPOネットワーク協議会」というのが13日に設立総会を開いて、発足をいたしました。その協議会の規約を、本日お配りしています。

立ち上げ時については、登録のNPOのうち、21団体が加盟していただいたということになっています。一応、こちらの運営に当たっては、それぞれ少額ではございますが、会費、年会費と、合わせて5,000円という形で、当面は文書のやりとりとか、そういった費用の分として、各団体が負担金をもって発足した協議会という形になっています。

設立後については、NPO法人に限らず、広く地域で活動をされている団体の方々にも加盟していただこうと考えております。

発足時の一番初めの主な事業としては、ホームページ、ウェブサイトの立ち上げということで、これはここに加盟している団体だけということではなくて、広く市民活動団体という形でとらえた形に、ホームページの立ち上げをやっていこうということで、今年度の作業として専門部会を設置して、活動を始めたところです。

一応、このネットワーク協議会のほうは、現在のところ、この事業提案制度で企画、提案をしていきたいということで、今のところ動いています。

最終的に提案できるところまでまとまるかどうかは、まだ未定ですけれども、一応そう

いう目的を持って活動していこうということで立ち上がったということをご報告させていただきます。

以上です。

久塚座長 2点で、資料6のほうは、一般的な意味での第三者評価に近づいていくようなベース、ラインが引かれて、まずは自己点検のところからスタートしているということです。7については、ネットワーク、会費を徴収しながら、それを事務経費などに充てているということでスタートをしているということです。この点はよろしいですね。

最終的には、この資料6に当たるようなものも、協働の中にどう位置づけていくかという大きな課題が、多分、目の前に来てるんだと思いますが、まだ、先ほども事務局も、以前からの、当時の位置づけだということです。よろしいでしょうか。

少し時間が過ぎてしまいましたけれども、これで一旦閉じまして、次回の開催ということに移りたいと思います。

事務局のほうから、次回日程、よろしくをお願いします。

事務局 次回につきましては、協働事業提案制度、一次の審査会ということになります。日にちについては、9月1日、14時から、この並びの第4委員会室というところで開催いたします。こちらのほうは、協働支援会議ではなく、審査会ということですので、支援会議委員6名と、あと審査会のメンバーである地域文化部長、企画制作部長2名も参加した形で審査会を開催ということで考えております。

あと、本日のスケジュールと、それからほかのヒアリングシート、そういったもので意見をいただいたものがあるので、できるだけ早く、変更点につきましては取りまとめて、ポイントだけになりますが、議事録も。ふだんの議事については、全文議事として起こして、ホームページに公開してるんですけども、今回については、とりあえず本日の議事の変更点、そういったものを取りまとめたものを、速やかに各委員のほうにご送付させていただきますので、内容につきましてはご確認いただきたいというふうに思います。

以上です。

久塚座長 時間になりましたけども、9月1日の前に、先ほど言いました事前のものが郵送されてまいります。1時間程度の議論がありましたけれども、よろしく審査をいたしましょう。

今日は、これで委員会を閉じます。どうもお疲れさまでした。

- - 了 - -